

事務連絡
令和8年4月14日

一般社団法人日本病院薬剤師会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審査マネジメント部
安全性情報・企画管理部
医薬品安全対策第一部
医薬品安全対策第二部
医療機器安全対策・基準部

ゴールデンウィーク(5/2～5/6)における副作用等報告、不具合等報告
及び予防接種後副反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の業務に関して、
日頃からご理解、ご協力をいただき有難うございます。

来る令和8年5月2日(土)から5月6日(水)までにおける副作用等報告、不具合等
報告及び予防接種後副反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等は、下記のとおりと
させていただきますので、貴会傘下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. ゴールデンウィークにおける受付窓口での受付時間、電子的報告の受付等につ
いて

- (1) 医薬品及び治験薬の副作用等報告
- (2) 医薬部外品及び化粧品の副作用等報告
- (3) 医療機器、治験機器、再生医療等製品及び治験製品の不具合等報告

上記(1)から(3)に係る報告については、以下のとおりいたします。

<受付窓口での受付時間>

- ・ 窓口での受付は行わないこととし、5月1日(金)は15時まで、5月7日(木)
は9時30分から受付いたします。

可能な限り電子的報告又は郵送での提出にご協力をお願いいたします。

< 電子的報告の受付等 >

- ・ 上記(1)から(3)に係る電子的報告については、5月1日(金)までに送信された報告は原則、当該日の受理いたします。
- ・ 上記(1)及び(2)に係る電子的報告については、5月2日(土)から5月6日(水)までの間に送信された報告は5月7日(木)に受理いたします。
- ・ 上記(3)に係る電子的報告については、5月2日(土)から5月6日(水)までの間に送信された報告は5月7日(木)以降の処理いたします。

< 電子メールによる報告の受理 >

- ・ 上記(2)に係る電子メールによる報告については、5月1日(金)17時まで受信した報告は当該日の受理いたします。それ以降5月7日(木)9時30分までに届いたものは5月7日(木)付の受理いたします。

< 申請電子データシステムを利用したオンライン提出による報告の受付等 >

- ・ 上記(1)のうち、自ら治験を実施した者による治験薬の副作用等報告に係る申請電子データシステムを利用したオンライン提出並びに上記(3)のうち治験機器及び治験製品の不具合等報告に係る申請電子データシステムを利用したオンライン提出については、5月1日(金)16時59分までに受信した報告は当該日の受付いたします。5月1日(金)17時から5月6日(水)までに受信した報告は5月7日(木)付の受付いたします。
- ・ 上記(1)のうち、医薬品未知・非重篤副作用定期報告、医療用医薬品の市販直後調査実施報告及び感染症評価報告に係る申請電子データシステムを利用したオンライン提出並びに上記(3)のうち感染症評価報告に係る申請電子データシステムを利用したオンライン提出については、5月1日(金)16時59分までに受信した報告は当該日の受付いたします。5月1日(金)17時から5月6日(水)までに受信した報告は5月7日(木)付の受付いたします。

(4) 医薬品・医療機器等安全性情報報告及び予防接種後副反応疑い報告

医薬関係者から5月2日(土)から5月6日(水)までに各報告で規定された方法によりPMDAに届いた報告に係る受理は、原則、5月7日(木)いたします。

2. ゴールデンウィーク中の緊急連絡先

ゴールデンウィーク中、上記1.(1)から(3)等に関して、緊急を要する安全性情報の連絡先は以下のとおりいたします。なお、これらの連絡先はゴールデンウィーク中のみ通話が可能です。

ご連絡をいただいた際には、電子メール等で詳細な情報の提供を依頼させていただく場合があります。お手数ではございますが、その際は、セキュリティにご配慮いただきますようご協力をお願いいたします。

(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品

、 医薬品安全対策第一部、医薬品安全対策第二部

090-9829-8654 080-3571-7998

(注)分野にかかわらず、上記のいずれかの番号にご連絡ください。

(2) 医療機器及び体外診断用医薬品

医療機器安全対策・基準部

090-9107-1490 080-3698-6380

(3) 治験薬、治験機器及び治験製品

審査マネジメント部 審査企画課

090-6490-0901

(参考)

行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)(抜粋)

(行政機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(期限の特例)

第二条 国の行政庁(各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。